

# 私道公共下水道管敷設申請書マニュアル 【申請者用】

申請書の記入例や、添付書類の見本を掲載してありますので、ご記入にあたり、参考にしてください。

## ＜目次＞

1.	私道申請できる要件は	…P.1
2.	書類作成にあたって	…P.2
〈申請書 記入例〉		
	別紙1 私道公共下水道管敷設申請書	…P.3
	別紙2 私道公共下水道利用者名簿	…P.4
	別紙3 土地使用承諾書	…P.5
〈添付書類 参考見本〉		
	資料 A 公図見本	…P.6
	資料 B 登記事項要約書見本	…P.7

## 《申請をお考えの方は…》

事前のご相談も随時お受けしております。その際、下記の書類をご用意いただけますと、より具体的にお話しできますので、ご協力お願いいたします。

- |    |                    |
|----|--------------------|
| 1. | 土地所有者の区割図（公図の写し）   |
| 2. | 登記事項証明書 又は 登記事項要約書 |

※ 上記の2つの書類は、法務局にて取得してください。  
(実際の私道申請にも必要となります。)

北部建設事務所 下水道建設課  
電話 048-646-3262  
南部建設事務所 下水道建設課  
電話 048-840-6263

R3.04 版

# 1. 私道申請できる要件は

○次の条件に該当する私道の場合、公共下水道管として、市で工事することが可能です。

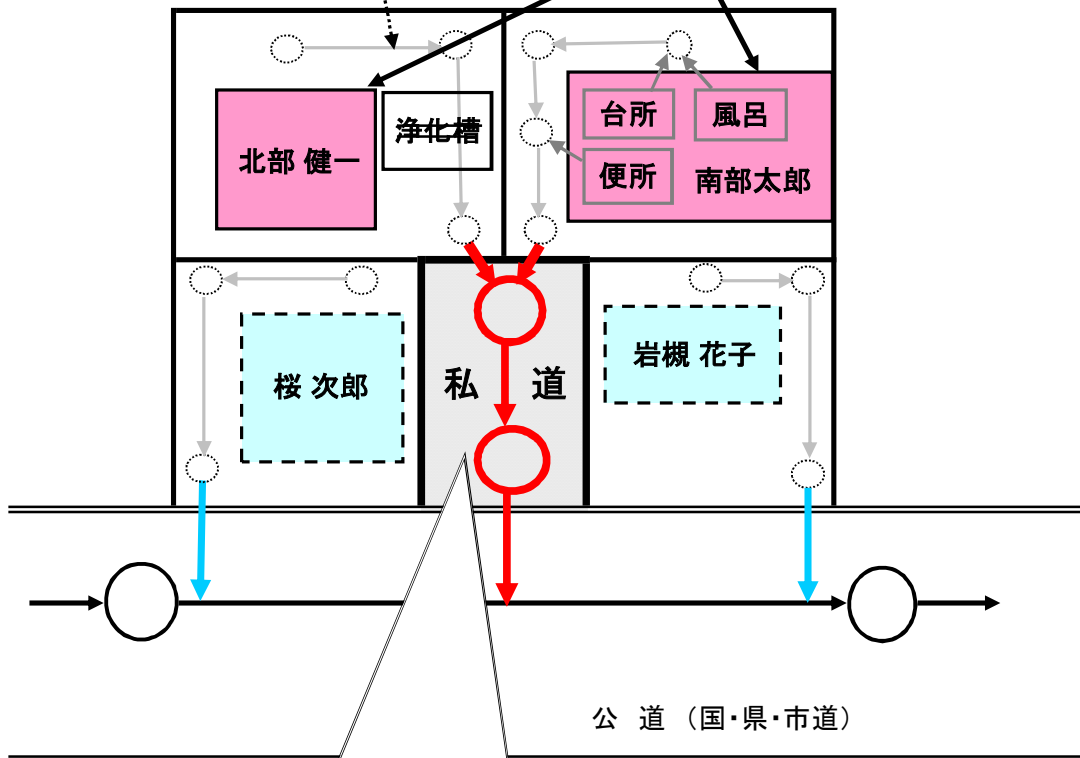
- 条件1** 私道申請可能な地域であること。  
(各建設事務所下水道建設課にお問い合わせください。)(P.9)
- 条件2** 道路位置指定を受けていること又は分筆されていて、幅1.8m以上であること。
- 条件3** 公道に面していない家屋が2戸以上あること。(下図参照)
- 条件4** 私道所有者全員の土地使用承諾書が必要です。

《宅内の排水設備については…》  
公共下水道は、浄化槽を必要としません。  
私道の下水道工事終了後に宅地内の排水設備工事をしてください。



詳しくは、各建設事務所下水道管理課へ  
ご相談ください。(P.9)

家屋が**2戸**(この図の実線)  
以上必要です。  
(建築確認申請中も可能)



●**道路位置指定**を受けている私道

又は

●**分筆**されている幅**1.8m**以上の私道

衛生的で  
快適な  
生活



さいたま市下水道部マスコットキャラクター

# 2. 書類作成にあたって

○下記の書類を提出してください。



さいたま市下水道部マスコットキャラクター

## 1. 申請書

- ・ 私道公共下水道敷設申請書(様式第1号)・・・別紙1
- ・ 私道公共下水道利用者名簿(様式第2号)・・・別紙2  
敷設する下水道を実際に利用する各家屋の代表者の署名をお願いします。
- ・ 土地使用承諾書(様式第3号)・・・別紙3  
私道所有者全員の、住所及び署名・捺印(実印)をお願いします。

## 2. 添付書類

- ①私道の位置図 市で用意します。
- ②土地所有者の区割図(公図(写)) 私有部分の「公図の写し」を取得してください。  
【資料A】
- ③登記事項証明書又は 「公図の写し」を参考に、私有部分を構成するすべての地番を  
登記事項要約書【資料B】 取得してください。(「登記事項要約書」の方が安価です。)

※②・③は、さいたま地方法務局にて取得してください

「さいたま地方法務局」・・・P.8参照  
・本局(代表)(管轄:さいたま市 全区)

- ④印鑑登録証明書 土地使用承諾書に添付してください。

相続が発生している場合などで、登記簿上の所有者と現在の所有者が異なる場合は、上記のほかにも各種の書類が必要となりますので、ご相談ください。

**!注意!**

※私道は個人の方々が所有している土地ですので、土地所有者の承諾が必要となります。  
**必ず私道所有者全員の「土地使用承諾書」をそろえて下さい。**

※申請受付が出来る私道については、各建設事務所 下水道建設課(P.9)にお問い合わせください。  
・既に公共下水道が供用開始されている区域の私道。  
・概ね1~2年後に下水道工事を予定している区域内の私道。

※審査を経て、市で工事を行う場合は「私道公共下水道整備決定通知書」、市で工事できない場合は「私道公共下水道整備不可通知書」を送付します。

※私道の工事が終わりましたら、宅内の排水設備工事を行い、速やかに下水道に接続してください。  
なお、宅地内の排水設備工事は、さいたま市排水設備指定工事店にお問い合わせください。

様式第1号 (第4条関係)

太枠内を記入してください

私道公共下水道管敷設申請書

・申請時に記入していただきます。

令和 年 月 日

(あて先) さいたま市長

・申請の代表者となる方を記入してください。

住所

さいたま市大宮区吉敷町3-1

代表者 氏名

埼玉 太郎

注 本人(代表者)が手書きしない場合は、記入押印してください。

電話

0XΔ (□OX) Δ□OX

・「公図」より、私道を構成しているすべての地番を記入してください。

※詳細は 資料A 参照

次のとおり公共下水道の敷設を受けた関係書類を添えて申請します。

設置場所	さいたま市 大宮区 吉敷町 3番9、3番10、3番14 (住居表示ではなく地番を記入してください)				
添付書類	<input type="checkbox"/> 私道の位置図(案内図) ※市で用意します。 <input checked="" type="checkbox"/> 登記事項証明書又は登記事項要約書 ※詳細は 資料B 参照 <input checked="" type="checkbox"/> 私道公共下水道利用者名簿 ※詳細は 別紙2 参照 <input type="checkbox"/> その他 (委任状等) <input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者の区割り図(公図の写し) ※詳細は 資料A 参照 <input checked="" type="checkbox"/> 土地使用承諾書 ※詳細は 別紙3 参照 <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑登録証明書				
私道					
延長	m	幅員	m	戸数	2 戸

・印鑑登録証明書は、私道土地所有者(個人、法人)全員分を添付してください。

・延長、幅員は市で記入します。

・「私道公共下水道利用者名簿(別紙2)」から使用戸数を確認して記入してください。

私道に敷設する公共下水道を  
実際に利用する方です

様式第2号

## 私道公共下水道利用者名簿

	住 所	氏 名
1	さいたま市大宮区吉敷町3-1	北部 健一
2	さいたま市大宮区吉敷町3-2	南部 太郎
3	<p><b>※戸建の場合</b> 実際に利用する方の、「住所」「氏名」を記入してください。1戸につき、代表者1名の記入となります。</p> <p><b>※アパート、借家の場合</b> 私道を使用しているアパート、借家等がある場合は、建物を所有している方の「住所」「氏名」を記入してください。</p> <p><b>！注意！ 公共下水道をすでに利用している場合</b> 公道または他の私道から、既に取り出し管を設置して公共下水道施設を利用している場合は、この土地使用者名簿には「記入しない」で下さい。</p>	
6		
7		
8		
9	<p>既に公道からの取り出し管がある方で、私道からの取り出し管を希望される場合の取り出し管工事費は自己負担となります。 (公費での取り出し管施工は1本のみとなります。)</p>	
10		

注 本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

様式第3号（第4条関係）

## 土地 使用 承諾 書

次の土地を公共下水道の敷設用地として使用することを承諾いたします。

土地の所在	土地の地番
さいたま市 大宮 区 吉敷町	(私道部分全ての地番を記入してください。)  3番9、3番10、3番14
(住居表示ではなく公図・登記要約書に記入されている地番を記入してください。)	

この見本例では、  
**【資料B】登記事項要約書見本**をもとに、「北部 健一」が私道内に所有しているすべての土地の「所在」と「地番」を記載しています。  
 この他に「南部 太郎」「桜 次郎」「見沼区不動産㈱」の合計4名分の土地  
 使用承諾書が必要となります。

なお、下記事項について遵守

## ◇私道所有者に住所の変更がある場合

「登記事項要約書に記載してある土地所有者の住所」と、「印鑑登録証明書に記載している住所」に相違がある場合については、「登記事項要約書に記載されている住所」から「印鑑登録証明書に記載されている住所」までの住所移転を証明する書類(住民票等)が必要となります。

## ◇法人が私道所有者の場合

法人が私道を所有している場合は、土地所有者の欄に法人の「住所」「法人名」を記入してください。

※当該法人が所在不明等の場合は、市にご相談ください。

## ◇私道に相続等が発生している場合

私道所有者の「死亡」等により、私道の土地に相続が発生している場合は、相続権利者の承諾が必要です。詳しくは市にご相談ください。

◇その他ご不明な点は、下記へご相談ください。  
 各建設事務所 下水道建設課(P.9)

令和〇〇 年 〇〇月 〇〇日

(承諾書に自署・捺印した日付を記入します。)

(あて先) さいたま市長

土地所有者

・印鑑証明書に記載されている  
 「住所」「氏名」を自署してください。

住所

さいたま市大宮区吉敷町3-1

氏名

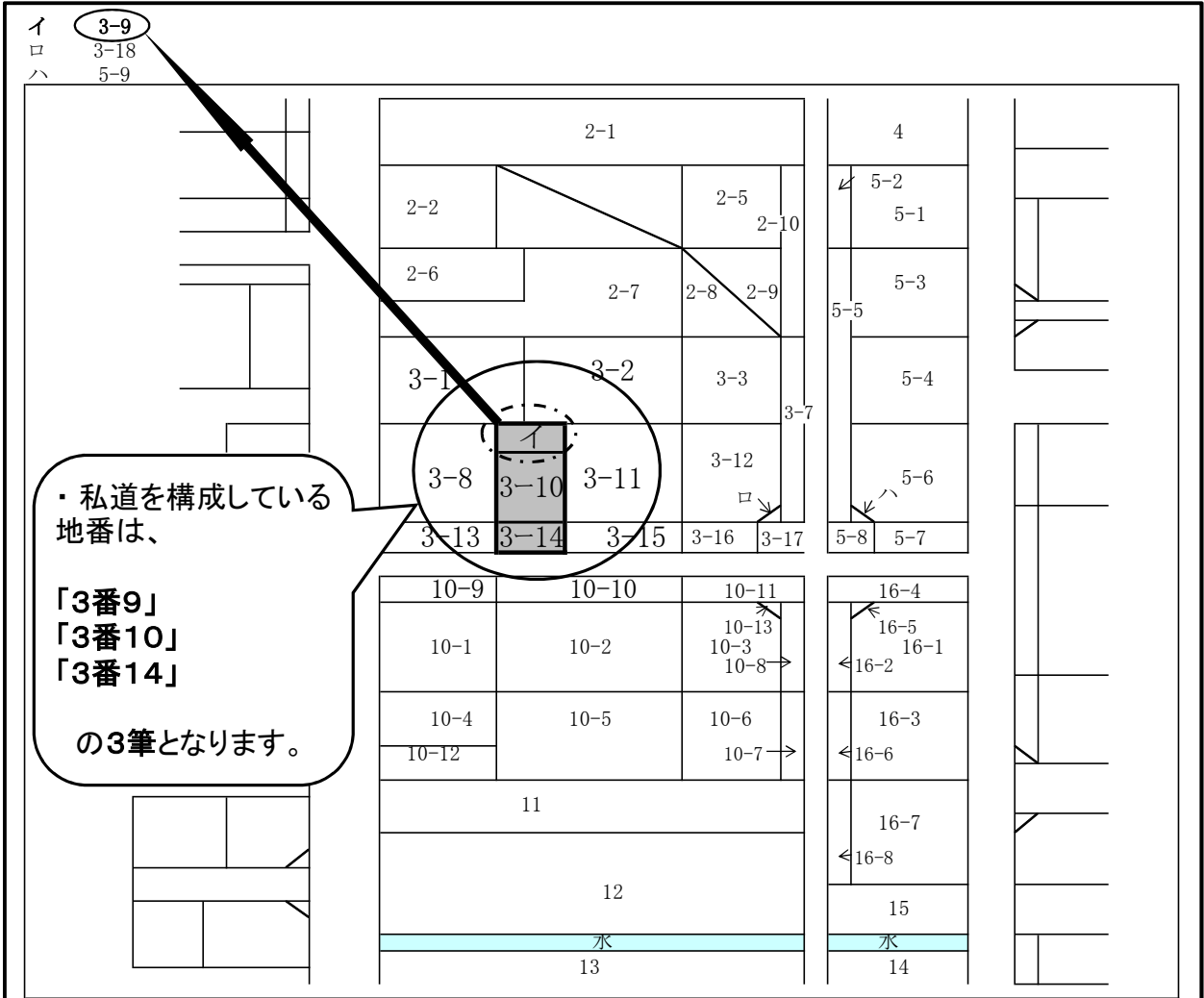
北部 健一

実印

注 実印を押印し、印鑑登録証明書を添付すること。

公図は「さいたま地方法務局」で取得してください。

**【資料A】**  
**公図見本**  
※実物はA3版です



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

請求部分	所在	さいたま市大宮区吉敷町	地番	3番10	・私道を構成している地番の中で、代表的なものを取得してください。
縮尺	1 / 600	補助事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

さいたま地方法務局〇〇支局

登記官 ○ ○ 太 郎



・公図(写)の原本を申請書に添付してください。

**【資料B】**  
**登記事項要約書見本**  
 ※実物はA4版です

「登記事項証明書」または「登記事項要約書」をさいたま地方  
 法務局 で取得してください。  
 ここでは、「登記事項要約書」を例として説明します。  
 (参考までですが「登記事項要約書」の方が安価です。)

登記事項要約書 土地		私道の「所在地名」	
1	表題部	さいたま市大宮区吉敷町 <b>3番9</b>	宅地 6.00 3番から分筆 [平成16年9月15日]
		公衆用道路	②平成17年12月27日地目変更 [平成17年8月10日]
	権利部 所有権	さいたま市大宮区吉敷町 <b>3-1</b> 持分4分の <b>1</b> <b>北部 健一</b>	
		さいたま市大宮区吉敷町 <b>3-2</b> 持分4分の <b>1</b> <b>南部 太郎</b>	
		さいたま市大宮区吉敷町 <b>3-8</b> 持分4分の <b>1</b> <b>桜 次郎</b>	
		さいたま市大宮区宮町 <b>8-8</b> 持分4分の <b>1</b> <b>見沼区不動産株式会社</b>	
	債権部 乙区	3	北部健一持分抵当権設定 平成17年9月15日 第32002号
		4	西区次郎持分抵当権設定 平成17年9月15日

私道の「地番」

ここでは、「さいたま市大宮区吉敷町**3番9**」について、見本として掲載しました。

この場合、所有者は「**北部 健一**」「**南部 太郎**」「**桜 次郎**」の3個人と「**見沼区不動産株式会社**」の1法人となり、合計**4名(個人、法人)**になります。

**! 注意!**  
 この例中の私道は、「**3番9**」のほか「**3番10**」、「**3番14**」で構成されているので、**合計3筆分の登記事項要約書が必要**となります。

宮区大門町200番地  
 ○○区○○町○○○番地  
 ○○○○信用保証株式会社  
 (取扱店 ○○支店)  
 共同担保 目録(ふ)第00000号



【さいたま市 全区】

さいたま地方法務局 本局（代表）

<p>不動産登記 管轄区域</p>	<p>さいたま市</p>
<p>案内図</p>	
<p>郵便番号 所在地</p>	<p>〒338-8513 さいたま市中央区下落合5丁目12番1号 (さいたま第2法務総合庁舎)</p>
<p>電話番号</p>	<p>048(851)1000</p>
<p>交通手段</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. JR埼京線「与野本町」駅東口下車〔徒歩8分〕</li> <li>2. 東京方面から国道17号の「赤山通り」交差点を左折し、2つ目の信号を左折し、1つ目の信号を左折、約70m先の右側</li> <li>3. 大宮方面から国道17号の「赤山通り」交差点を右折し、2つ目の信号を左折し、1つ目の信号を左折、約70m先の右側</li> </ol>

(法務局の了承を得て、ホームページより抜粋しました。)

**【問い合わせ先】**

内容	担当課
●私道公共下水道管敷設申請に関すること。	【西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区】 北部建設事務所 下水道建設課 電話 048-646-3262
	【中央区、桜区、浦和区、南区、緑区】 南部建設事務所 下水道建設課 電話 048-840-6263
●下水道事業受益者負担金・下水道使用料に関すること。	【西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区】 北部建設事務所 下水道管理課 料金係 電話 048-646-3248
	【中央区、桜区、浦和区、南区、緑区】 南部建設事務所 下水道管理課 料金係 電話 048-840-6248
●宅地内等の排水設備工事に関すること。	【西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区】 北部建設事務所 下水道管理課 排水設備係 電話 048-646-3249
	【中央区、桜区、浦和区、南区、緑区】 南部建設事務所 下水道管理課 排水設備係 電話 048-840-6249

**【案内図】**

